

令和7年第5回（12月）臨時会

# 西伊豆町議会同議録

令和7年12月22日 開会

令和7年12月22日 閉会

西伊豆町議会

## 令和7年第5回（12月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（12月22日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉会宣告	13
○署名議員	14

西伊豆町告示第114号

令和7年第5回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月15日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和7年12月22日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 南伊豆地域清掃施設組合同規約の一部を変更する規約について
- (2) 南伊豆地域清掃施設組合の解散について
- (3) 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
- (4) 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番 堤 圭 祐 君

2番 土 本 直 矢 君

3番 中 島 健 君

4番 磯 清 彦 君

5番 河 内 ひ と み 君

6番 山 本 豊 君

7番 加 藤 タヅ子 君

8番 浅 賀 元 希 君

9番 仲 田 慶 枝 君

10番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和7年第5回（12月）臨時町議会

（第1日12月22日）

## 令和7年第5回（12月）西伊豆町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和7年12月22日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第60号 南伊豆地域清掃施設組合同規約の一部を変更する規約について  
日程第 4 議案第61号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について  
日程第 5 議案第62号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について  
日程第 6 議案第63号 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）

---

### 出席議員（10名）

1番	堤 圭祐君	2番	土本直矢君
3番	中島 健君	4番	磯 清彦君
5番	河内ひとみ君	6番	山本 豊君
7番	加藤 タヅ子君	8番	浅賀 元希君
9番	仲田 慶枝君	10番	高橋 敬治君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星野 淨晋君	副 町 長	高木 光一君
教 育 長	鈴木 秀輝君	総 務 課 長	高橋 昌子君
まちづくり 戦略課 長	長島 司君	産業振興課長	木野 のぶ子君
環 境 課 長	土屋 智英君		

---

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野浩正 書記 船津康予

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回西伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方はマイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

---

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めましたものの名簿は、お手元に配付の通りであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

4番 磯 清彦 君、

5番 河内 ひとみ 君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

---

### ◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 3、議案第 60 号、南伊豆地域清掃施設組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 60 号は、南伊豆地域清掃施設組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） それでは、議案第 60 号、南伊豆地域清掃施設組合理約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。南伊豆地域清掃施設組合では構成団体の間で協議を重ねた結果、1 市 3 町での組合運営は枠組みとして成立しなくなったことから、令和 8 年 3 月 31 日をもって南伊豆地域清掃施設組合を解散するとの合意を得たことから、解散に必要な議案を上程するものでございます。本議案は、現規約では組合を解散した場合における事務の承継について規定がないため、規約の一部を変更し、解散に伴い必要となる事務の承継に関する事項を規約に定めたいものでございます。

それでは、議案書を説明させていただきます。

お配りいたしました議案書の 2 ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明させていただきます。変更箇所は下線部となります。まず第 13 条に見出しとして補足を付し、同条を第 14 条とし、第 13 条に解散に伴い必要となる事務の承継に関する事項を追加したいものでございます。変更は以上となります。

続きまして、変更条文に係る附則の説明をさせていただきます。資料の1ページにお戻りください。附則としまして、静岡県知事の許可のあった日から施行するものでございます。なお、この議案については、一部事務組合の構成市町全てで同様の議案を上程するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第60号、南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第61号、南伊豆地域清掃施設組合の解散についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 61 号は、南伊豆地域清掃施設組合の解散についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。それでは、議案第 61 号、南伊豆地域清掃施設組合の解散についてご説明させていただきます。これは地方自治法第 288 条の規定に基づき、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との協議により、南伊豆地域清掃施設組合の解散を定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書を説明させていただきます。

お配りしました議案書の 1 ページをご覧ください。南伊豆地域清掃施設組合の解散に関する協議書の内容となりますが、まず第 1 条に南伊豆地域清掃施設組合は、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散するとしております。第 2 条により事務の承継を定め、下田市が承継するとしております。第 3 条には未収金及び未払金の精算に関する事務を定めてございます。第 4 条は、決算に関する事務を定めております。第 5 条では、財産の処分について定めております。第 6 条ではその他として、この協議書に定めるもののほかは、必要な事項は関係市町の協議により定めるとしております。なお、この議案についても一部事務組合の構成市町全てで同様の議案を上程するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 61 号、南伊豆地域清掃施設組合の解散については原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 62 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 62 号、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 62 号は、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。それでは、議案第 62 号、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてをご説明させていただきます。これは地方自治法第 289 条の規定に基づき、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町との協議により、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を説明させていただきます。

お配りしました議案書の 1 ページをご覧ください。南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う

財産処分に関する協議書の内容となりますが、組合の財産である備品を協議書の表に示すとおり、それぞれの市町に帰属するものと定めるものでございます。なお、この議案についても、一部事務組合の構成市町全てで同様の議案を上程するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 62 号、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 63 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 6、議案第 63 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 63 号は、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第 63 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ 460 万 8,000 円を追加し、それぞれの金額を 90 億 4,287 万 1,000 円としたいものです。

2 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。18 款繰入金、1 項繰入金ともに、460 万 8,000 円。歳入合計に 460 万 8,000 円を追加し、90 億 4,287 万 1,000 円としたいものです。次に歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。4 款衛生費、3 項清掃費ともに、460 万 8,000 円。歳出合計に 460 万 8,000 円を追加し、90 億 4,287 万 1,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為、第 6 号になります。町は令和 8 年度当初から国の地域活性化起業人制度を活用し、観光分野に特化した人材を企業から受入れ、地域 DMO の設立に向けた準備を進めていきたいと考えております。それに合わせるためには、遅くとも 1 月末までに派遣社員を確定する必要があることから、債務負担行為に計上し、年度内に受入れの準備を行いたいものです。期間は令和 7 年度から令和 8 年度までで、1,000 万円以内の金額を令和 8 年度以降において支払いを行います。

4 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

5 ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 460 万 8,000 円、今回、補正の財源不足調整分として計上しています。3、歳出です。主なものについて説明させていただきます。4 款 3 項 1 目 18 節負担金 460 万 8,000 円、南伊豆地域広域ごみ処理事業負担金の 304 万 2,000 円は、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴い、令和 4 年度に下田市に準備室を設置し行った事業に対し、国が

ら受け取った交付金を下田市が返還するためのものです。南伊豆地域清掃施設組合負担金の156万6,000円は、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴い、組合設立後の事業に対し、国から受け取った交付金を組合が返還するためのものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 解散に伴って、負担割合の決め方が、いろいろ案があったと思うんですが、南伊豆町に全額負担をさせるとか、あと平等に割るとかいろいろ案があったと思うんですが、その辺の議論の内容をもしよかったら教えていただければありがたいなと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。こちらの件につきましては、南伊豆清掃施設組合議会の中で議論をされている内容でございますので、私たちはそれを受けて予算を立てておりますので、その件については当局が答弁をしますと越権行為になりますので、組合議員にお尋ねください。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

5番、磯清彦君、ごめんなさい。

4番、磯清彦君。

○4番（磯 清彦君） はい。地方創生人材派遣制度負担金についてなんですけども、松崎町のほうでは観光企画産地ということで、博報堂ですとか電通の社員の方の派遣を依頼しているようですが、西伊豆町のほうではどのような方を、派遣を考えているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。まだどの企業ということに関しましては、決定はしてございませんけれども、これから地域DMO設立に向けて、観光に精通された企業の方からですね、選んで決めていきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 63 号、令和 7 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 7 年第 5 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 10 分